



福島労働局発表
令和2年4月28日

担
当

福島労働局労働基準部
健康安全課長 針生 達矢
主任産業安全専門官 川又 健一
電話024-536-4603(直通)

令和元年における労働災害発生状況(確定)

死亡者数は20人、製造業で大幅増加

死傷者数は1,927人、高水準で推移

福島労働局(局長 岩瀬信也)では、管内における令和元年(1月~12月)の労働災害発生状況をとりました。概要は以下のとおりです。

【死亡者数】

- 労働災害によって死亡した労働者数は20人となり、対前年比で7人の増加となった。
- 業種別にみると、製造業が5人と対前年比で3人の大幅な増加となった。また、建設業が7人と最も多く、全産業の約3分の1を占めている。
- 事故の型別では、台風19号に起因するおぼれが4人、飛来・落下が3人、激突されが3人、はさまれ・巻き込まれが3人の順となっている。

【休業4日以上死傷者数(以下「死傷者数」という。)]

- 労働災害による死傷者数は1,927人となり、対前年比で110人(5.4%)の減少となったが、第13次労働災害防止計画の目標を大きく上回っており、依然として高水準で推移している。
- 業種別にみると、商業、金融広告業、保健衛生業、接客娯楽業などの第三次産業()が829人と対前年比で62人(7.0%)減少したものの、全産業の4割以上を占めている。
- 事故の型()別では、転倒が473人と対前年比で49人(9.3%)減少したものの、依然として最も多く発生しており、全体の約4分の1を占めている。

「第三次産業」とは、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業以外の業種のことをいい、表1では「上記以外の事業小計」を指します。

「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象で、労働災害の類型を表します。

**【福島労働局第13次労働災害防止計画について（2018年4月1日～2023年3月31日）】
（別添資料参照）**

- 計画の目標：平成29年比で死亡者数を15%以上減少させ17人以下に、死傷者数を5%以上減少させ1,747人以下とする。
- 重点業種である建設業、製造業、林業、道路貨物運送業、第三次産業（小売業等）における労働災害防止対策の徹底を図る。
- 転倒災害防止対策や交通労働災害防止対策等の業種横断的な労働災害防止対策について取組みの徹底を図る。

【添付資料】

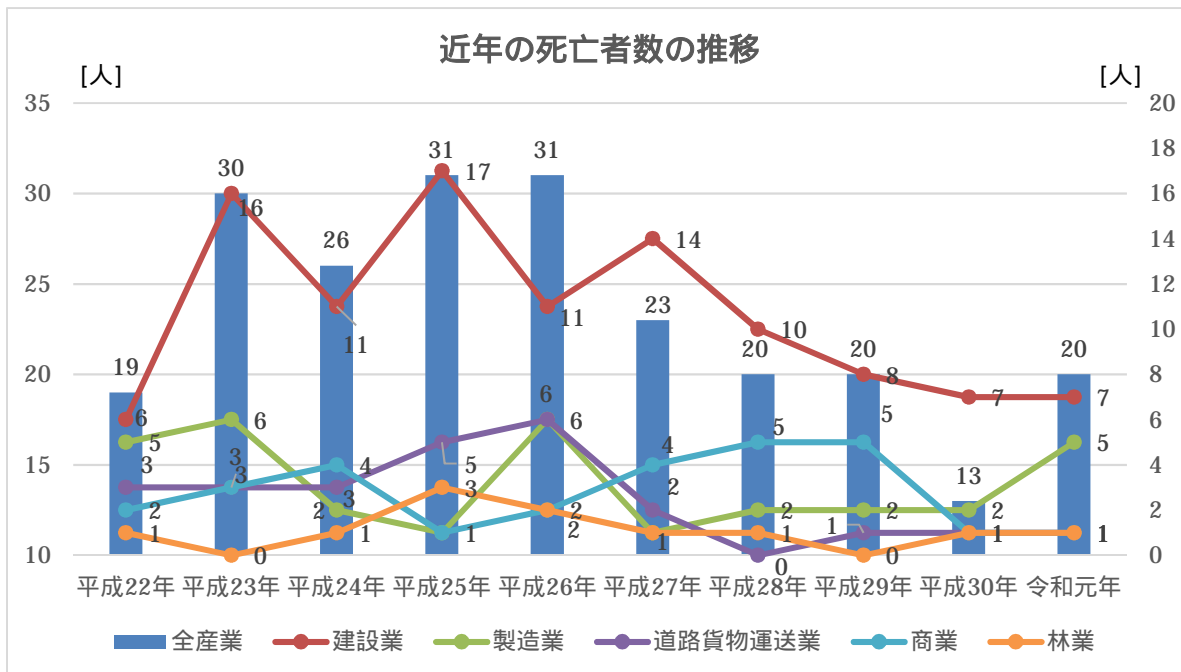
- 令和元年における労働災害発生状況（P3）
- 参考
 - 図1 福島県における労働災害発生の推移（平成元年～令和元年）（P7）
 - 表1 令和元年労働災害発生状況（P8）
 - 表2 令和元年震災・台風19号復旧・復興工事における災害発生状況（P9）
 - 表3 令和元年事故の型別起因物別労働災害発生状況（P10）
 - 表4 令和元年死亡災害発生状況（P11）
 - 表5 令和元年全産業死亡災害概要（P13）
 - 表6 令和元年労働災害発生状況署別対比表（P17）
 - 資料 第13次労働災害防止計画（P18）

令和元年における労働災害発生状況

1 労働災害による死亡災害発生状況

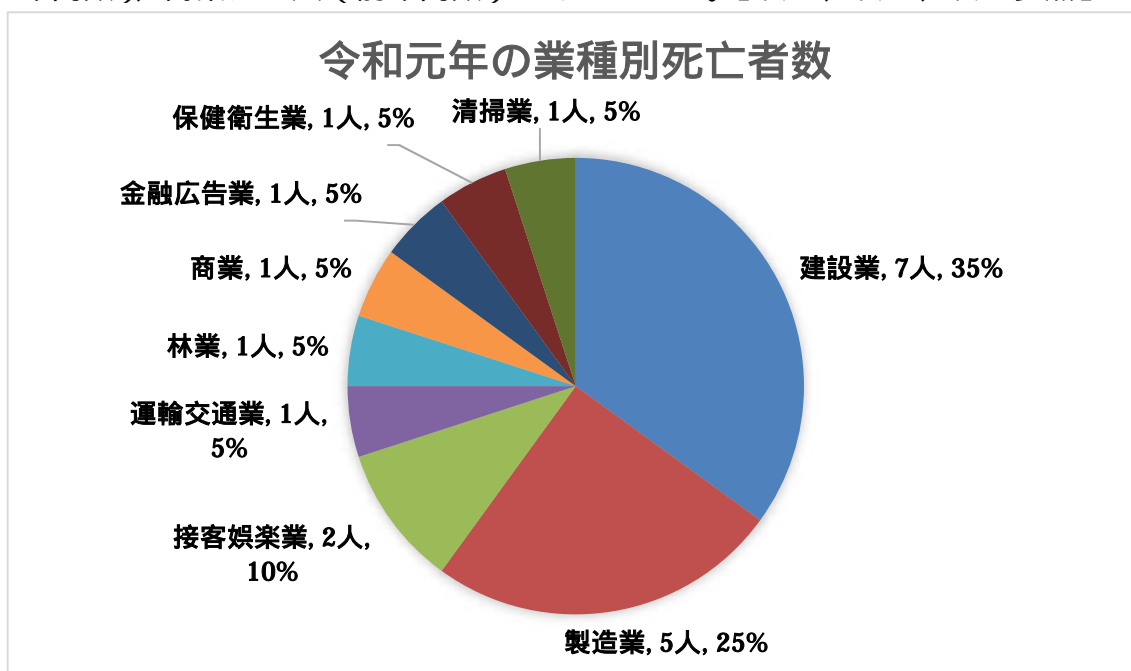
(1) 近年の死亡者数の推移

労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、令和元年の死亡者数は20人と、対前年比で7人の増加となった。【図1参照】



(2) 令和元年の業種別死亡者数

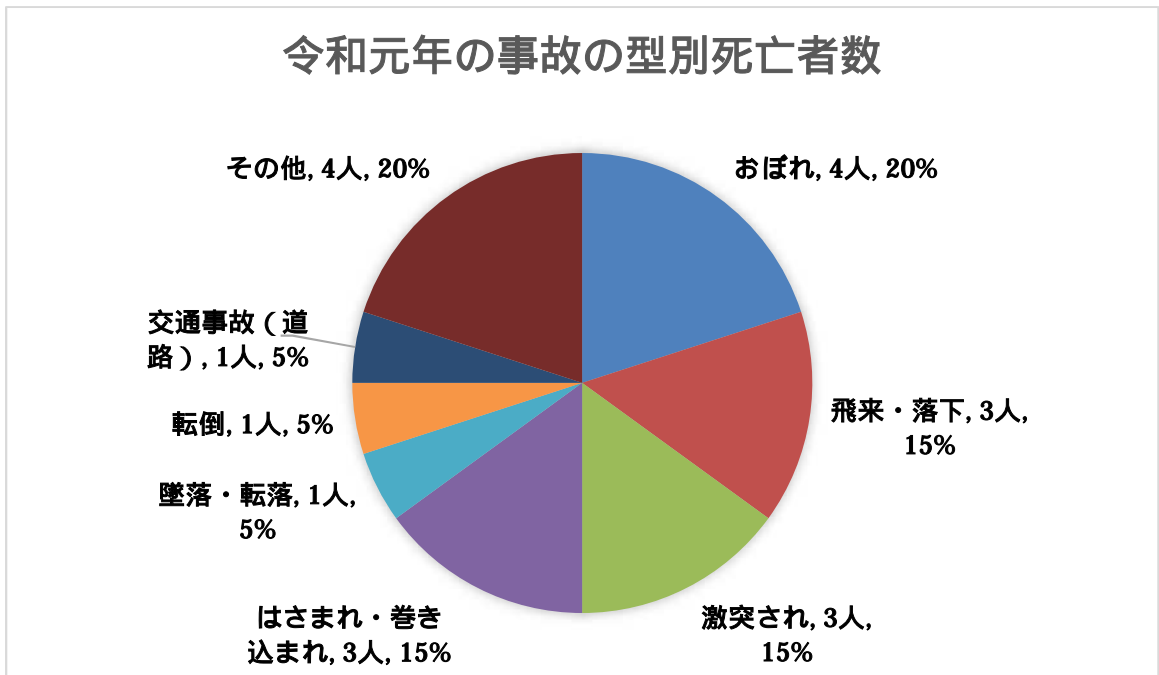
死亡者数を業種別にみると、製造業が5人（対前年比3人増加）と大幅な増加となった。また、建設業が7人（前年同数）と最も多く、全産業の約3分の1を占めているほか、接客娯楽業が2人（対前年比2人増加）、運輸交通業、金融広告業、保健衛生業、清掃業が1人（対前年比1人増加）、林業が1人（前年同数）、商業が1人（前年同数）となっている。【表1、表4、表5参照】



(3) 令和元年の事故の型別死亡者数

死亡者数を事故の型別にみると、おぼれが4人（対前年比4人増加）、飛来・落下が3人（対前年比1人増加）、激突されが3人（対前年比3人増加）、はさまれ・巻き込まれが3人（対前年比1人減少）、墜落・転落が1人（対前年比2人減少）、転倒が1人（対前年比1人増加）、交通事故（道路）が1人（対前年比2人減少）となっている。【表4、表5参照】

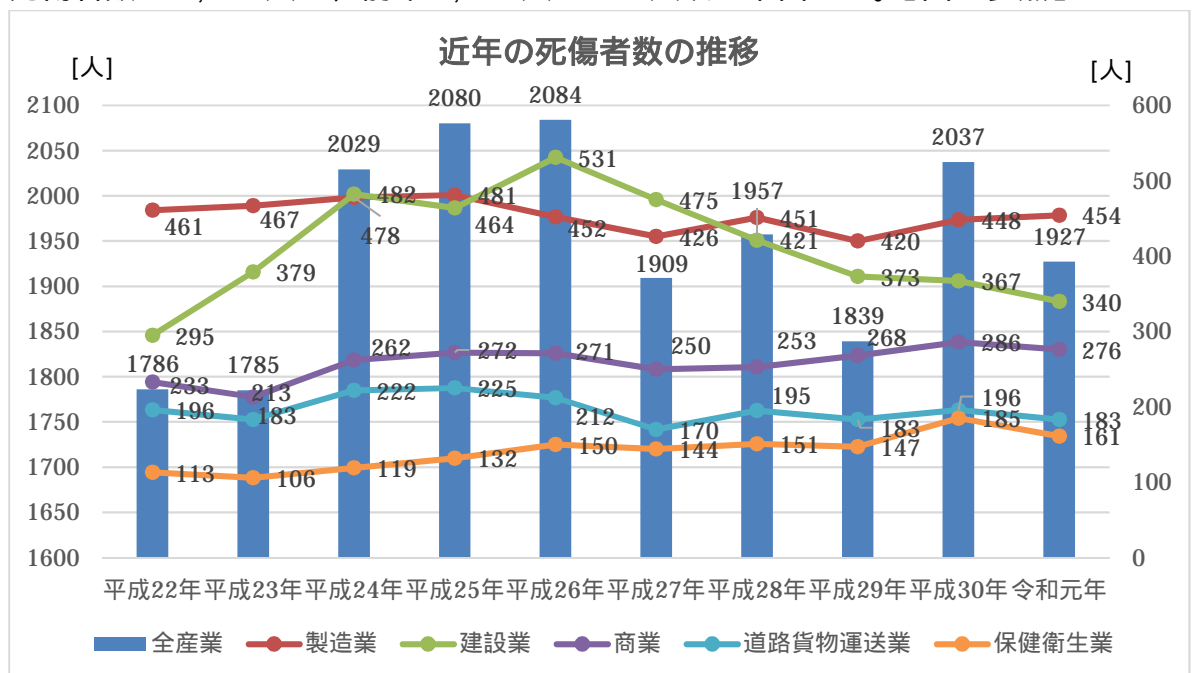
「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象で、労働災害の類型を表します。



2 休業4日以上死傷災害発生状況

(1) 休業4日以上死傷者数（以下単に「死傷者数」という。）の推移

労働災害による死傷者数は、近年は2,000人前後で推移している。令和元年の死傷者数は1,927人と、前年2,037人を100人以上下回った。【図1参照】



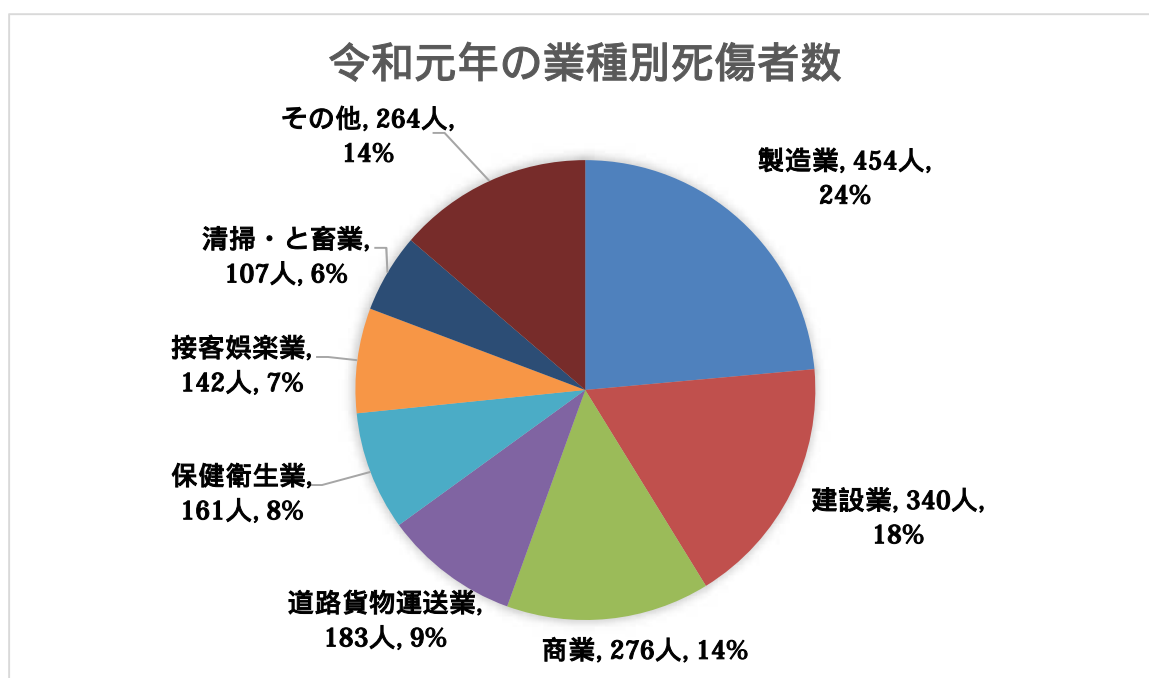
(2) 令和元年の業種別死傷者数

死傷者数を業種別にみると、商業、金融広告業、保健衛生業、接客娯楽業などの第三次産業が 829 人と対前年比で 62 人（7.0%）減少したものの、全産業の 4 割以上を占めており最も多くなっている。また、製造業が 454 人（対前年比 6 人（1.3%）増加）、建設業が 340 人（対前年比 27 人（7.4%）減少）、道路貨物運送業が 183 人（対前年比 13 人（6.6%）減少）となっている。【表 1 参照】

なお、第三次産業の中では、商業が 276 人（対前年比 10 人（3.5%）減少）、保健衛生業が 161 人（対前年比 24 人（13.0%）減少）、接客娯楽業が 142 人（対前年比 16 人（10.1%）減少）、清掃・と畜業が 107 人（対前年比 3 人（2.9%）増加）となっている。【表 1 参照】

また、東日本大震災の復旧・復興需要が大きくなった後、ピークアウトしたことも影響し、近年の建設業の死傷者数は平成 26 年をピークに減少しているが、東日本大震災発生前の平成 22 年の 295 人と比べると、高い水準となっている。

「第三次産業」とは、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業以外の業種のことをいい、表 1 では「上記以外の事業小計」を指します。



(3) 令和元年の事故の型別死傷者数

死傷者数を事故の型別にみると、転倒が 473 人（対前年比 49 人（9.3%）減少）となったものの依然として最も多く発生しており、全体の 4 分の 1 以上を占めている。また、墜落・転落が 295 人（対前年比 86 人（22.6%）減少）、はさまれ・巻き込まれが 231 人（対前年比 3 人（1.3%）増加）、動作の反動・無理な動作（腰痛等）が 206 人（対前年比 10 人（4.6%）減少）、切れ・こすれが 133 人（対前年比 6 人（4.7%）増加）となっている。【表 3 参照】

令和元年の事故の型別死傷者数

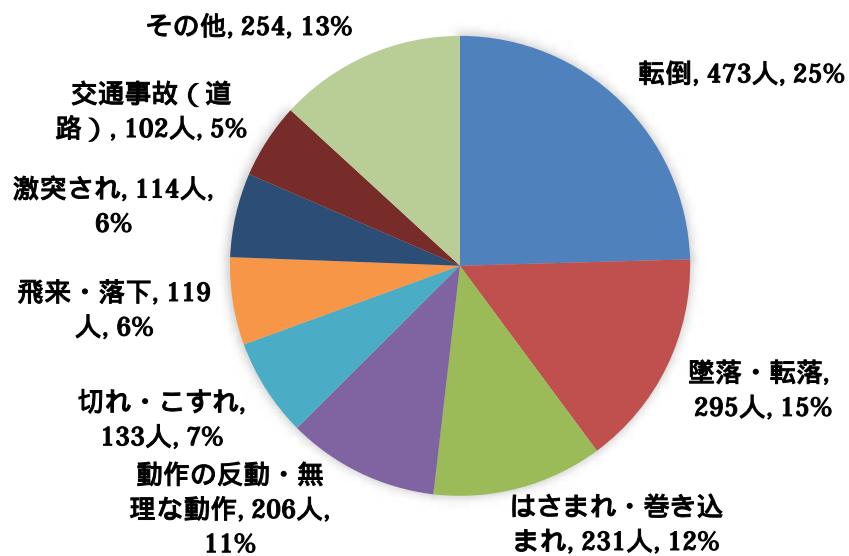


図1 福島県における労働災害発生の推移（平成元年～令和元年）

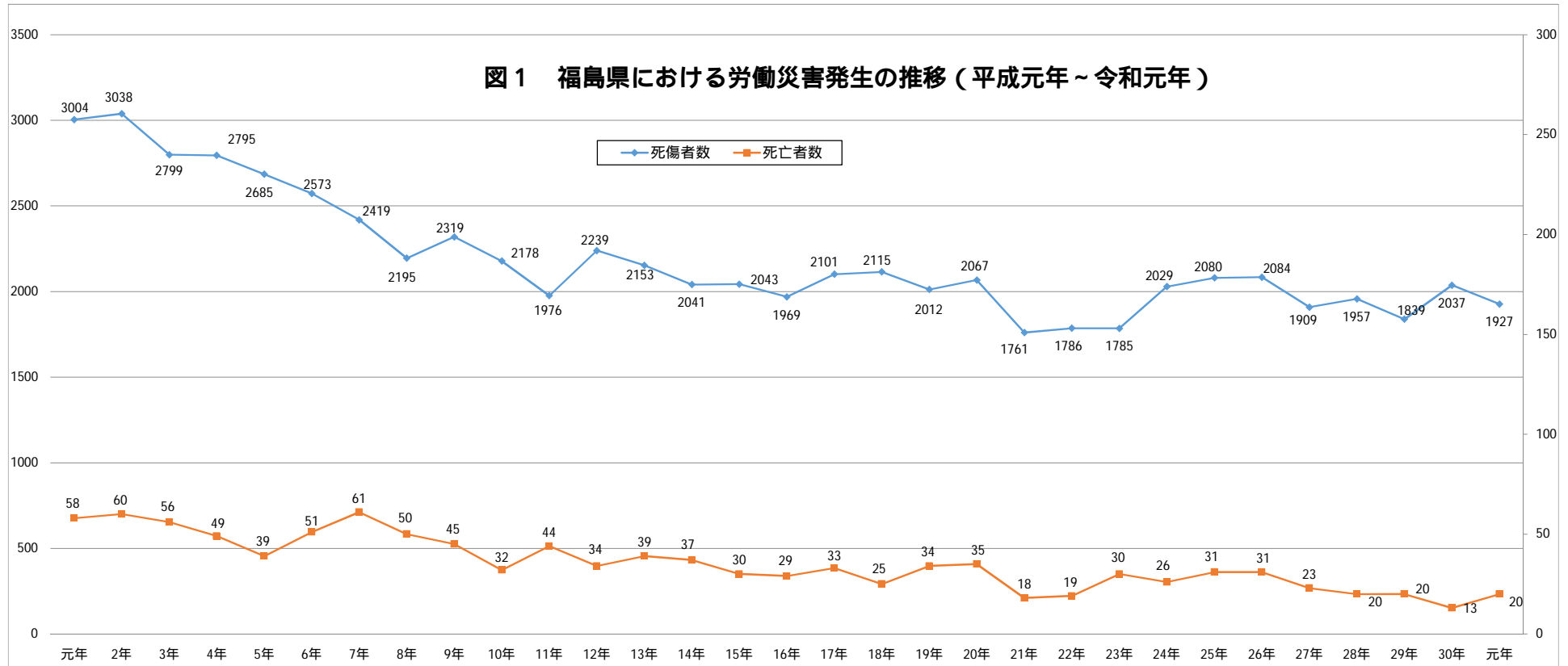


表1

令和元年労働災害発生状況（1月～12月）

【確定】

福島労働局

業種別	年別	令和元年		平成30年		対前年比(死傷者数)	
		死傷者	うち死亡	死傷者	うち死亡	増減数	増減率(%)
全業種合計		1927	20	2037	13	-110	-5.4
製造業小計		454	5	448	2	6	1.3
食料品製造業		135	1	111		24	21.6
繊維工業・繊維製品製造業		10		7		3	42.9
木材、木製品製造業		24		35		-11	-31.4
家具、装備品製造業		15		5		10	200
パルプ、紙、紙加工品製造業		11		7		4	57.1
印刷製本業		3		3	1	0	0
化学工業		40		47	1	-7	-14.9
窯業土石製品製造業		36		37		-1	-2.7
鉄鋼業		9		9		0	0
非鉄金属製造業		6		7		-1	-14.3
金属製品製造業		47	3	55		-8	-14.5
一般機械器具製造業		17	1	25		-8	-32
電気機械器具製造業		37		32		5	15.6
輸送用機械器具製造業		23		29		-6	-20.7
電気、ガス、水道業		4		1		3	300
その他の製造業		37		38		-1	-2.6
鉱業小計		5	0	13	0	-8	-61.5
土石採取業		4		11		-7	-63.6
その他の鉱業		1		2		-1	-50
建設業小計		340	7	367	7	-27	-7.4
土木工事業		85	2	97		-12	-12.4
建築工事業		154	1	145	3	9	6.2
その他の建設業		101	4	125	4	-24	-19.2
運輸交通業小計		207	1	226	1	-19	-8.4
鉄道・道路旅客運送業		22	1	24		-2	-8.3
道路貨物運送業		183		196	1	-13	-6.6
上記以外の運輸交通業		2		6		-4	-66.7
貨物取扱業小計		15	0	14	0	1	7.1
陸上貨物取扱業		12		11		1	9.1
港湾荷役業		3		3		0	0
農林業		53	1	66	1	-13	-19.7
林業		29	1	38	1	-9	-23.7
畜産・水産業		24	0	12	0	12	100
上記以外の事業小計		829	6	891	2	-62	-7
商業		276	1	286	1	-10	-3.5
金融広告業		11	1	21		-10	-47.6
保健衛生業		161	1	185		-24	-13
接客娯楽業		142	2	158		-16	-10.1
清掃・と畜業		107	1	104		3	2.9
上記以外の事業		132		137	1	-5	-3.6

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

表2

令和元年震災・台風19号復旧・復興工事等における災害発生状況(休業4日以上之死傷災害)(1月～12月)
 【確定】

			福島	郡山	いわき	会津	白河	須賀川	喜多方	相馬	富岡	計	
震災復旧工事関係	平成30年	死亡者	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		死傷者	5	10	0	0	0	0	0	0	1	17	33
	令和元年	死亡者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
		死傷者	4	7	0	0	0	0	0	0	1	33	45

事故の型別発生状況

事故の型	平成30年		令和元年	
	死傷者数	うち除染等作業での死傷者数	死傷者数	うち除染等作業での死傷者数
墜落、転落	6 (0)	3 (0)	6 (0)	2 (0)
転倒	9 (0)	6 (0)	6 (0)	1 (0)
激突	1 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)
飛来、落下	2 (0)	1 (0)	6 (0)	1 (0)
崩壊、倒壊	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
激突され	2 (0)	0 (0)	6 (1)	2 (0)
はさまれ、巻き込まれ	4 (1)	2 (1)	10 (2)	3 (1)
切れ、こすれ	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
高温・低温の物との	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
踏み抜き	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
交通事故(道路)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
動作の反動、無理	0 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)
その他	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	33 (1)	15 (1)	45 (3)	11 (1)

()内は死亡者数で内数

業種別発生件数

業種	死傷者数	
	平成30年	令和元年
土木工事業	6(0)	9(0)
建築工事業	5(0)	9(0)
その他の建設業	20(1)	24(3)
その他の業種	2(0)	3(0)
合計	33(1)	45(3)

()は死亡者数で内数
 除染工事はその他の建設業に分類
 死傷者数には工事のために移動中の交通事故による死傷者は含まない。

福島労働局労働基準部
 健康安全課

			福島	郡山	いわき	会津	白河	須賀川	喜多方	相馬	富岡	計
台風19号復旧工事関係	令和元年	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		死傷者	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

令和元年事故の型別起因物別労働災害発生状況（確定）

福島労働局

事故の 起因物	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	込まれ	はさまれ・巻き	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	と高温・低温の接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	道路交通事故（道	他交通事故（その	理動作の反動・無	その他の	分類不能	計
	動力機械	9	8	5	10	1	16	100	63	1	0	6	1	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0
原動機																							0
動力伝導機構							3																3
木材加工用機械	1	1	1			3	6	28															40
建設機械等	6	4	1	5	1	7	13		1							1				1			40
金属加工用機械				3		3	24	13													1		43
一般動力機械	1	3	3	2		3	53	22			6	1								2	1		97
車両系木材伐出機械等	1						1																2
物上げ装置、運搬機械	83	32	20	10	1	31	68	0	0	0	2	0	0	0	0	0	96	3	12	0	0	358	
動力クレーン等	9	2	1	5		8	11																36
動力運搬機	71	15	18	5	1	15	45				1						13	1	8				193
乗物	3	15	1			8	12				1						83	2	4				129
その他の装置	91	71	18	22	6	24	17	57	2		27	0	0	0	1	1	2	0	22	0	0	361	
圧力容器				2																			2
化学設備																							0
溶接装置				1								5				1	1			1			9
炉・窯等											6												6
電気設備		1						1			1												3
人力機械工具等	3	14	7	5	2	16	7	48									1		7				110
用具	83	39	9	14		2	4	6	1		9								7				174
その他の装置・設備	5	17	2		4	6	6	2	1		6				1				7				57
仮設物・構築物・建設物等	99	266	32	6	2	2	15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	37	0	0	462	
仮設物・構築物・建設物等	99	266	32	6	2	2	15		2								1		37				462
物質、材料	1	10	4	41	8	13	13	9	3	1	7	5	0	2	2	0	1	0	14	1	0	135	
危険物・有害物等				1							6	4		2						1			14
材料	1	10	4	40	8	13	13	9	3	1	1	1			2		1		14				121
荷	5	16	5	22	10	10	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	1	0	135	
荷	5	16	5	22	10	10	13	2											51	1			135
環境等	4	50	5	7	3	14	3	1	0	4	27	2	0	0	0	0	2	0	13	4	0	139	
環境等	4	50	5	7	3	14	3	1		4	27	2					2		13	4			139
その他	3	20	1	1	0	4	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	54	19	4	112	
その他の起因物	2	8		1		4	2	1			3								22	13	1	57	
起因物なし	1	11	1																31	6			50
分類不能		1																	1		3		5
計	295	473	90	119	31	114	231	133	8	5	72	8	0	2	4	1	102	3	206	26	4	1,927	

表4

令和元年 死亡災害発生状況(1月～12月)

【確定】

(署別)

署	令和元年			平成30年同期			増減
	総数	内交通事故	内建設業	総数	内交通事故	内建設業	
福島	4		1	1		1	3
郡山	3	1	1	3		2	0
いわき	4		1	1	1	1	3
会津	2		1	3	1		-1
白河	2			1			1
須賀川	1			2		2	-1
喜多方	1						1
相馬				2	1	1	-2
富岡	3		3				3
合計	20	1	7	13	3	7	7

(業種)

業種	令和元年	平成30年同期	増減
製造業	5	2	3
土石採取業			0
建設業	7	7	0
運輸交通業	1	1	0
道路貨物運送業		1	-1
陸上貨物取扱業			0
林業	1	1	0
畜産・水産・農業			0
商業	1	1	0
金融広告業	1		1
保健衛生業	1		1
接客娯楽業	2		2
清掃業	1		1
その他の事業		1	-1
合計	20	13	7

(事故の型別)

事故の型	令和元年	平成30年	増減
墜落・転落	1	3	-2
転倒	1		1
激突			0
飛来・落下	3	2	1
崩壊・倒壊			0
激突され	3		3
はさまれ・巻き込まれ	3	4	-1
切れ・こすれ			0
有害物との接触		1	-1
おぼれ	4		4
爆発・破裂			0
交通事故	1	3	-2
その他	4		4
合計	20	13	7

(起因物別)

起因物	令和元年	平成30年	増減
動力機械	1		1
木材加工用機械			0
建設機械等	1	1	0
金属加工用機械	1		1
一般動力機械		1	-1
車両系木材伐出機械等			0
動力クレーン等	1	2	-1
動力運搬機	2	1	1
乗物	1	3	-2
その他の装置		1	-1
用具			0
仮設物、建築物、構築物等		2	-2
物質、材料	1	1	0
荷			0
環境等	8	1	7
起因物なし	4		4
合計	20	13	7

令和元年 事故の型別業種別

業種	事故の型														合計
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	有害物との接触	おぼれ	爆発	破裂	交通事故	その他	
製造業		1		3										1	5
土石採取業															0
建設業	1					2	2			1		1			7
運輸交通業														1	1
道路貨物運送業															0
陸上貨物取扱業															0
林業						1									1
畜産・水産・農業															0
商業										1					1
金融広告業													1		1
保健衛生業										1					1
接客娯楽業							1							1	2
清掃業										1					1
その他の事業															0
合計	1	1	0	3	0	3	3	0	0	4	0	1	4		20

表5

令和元年 全産業死亡災害概要（1月～12月）

【確定】
福島労働局

番号	発生日 管轄署 (発生場所)	業種 労働者数	被災者			事故の型 起因物	災害発生状況	備考 発注者
			性別	年齢	職種			
1	1月21日 白河 (白河市)	機械器具製造業 7名	男	38	金属機械工作工	飛来・落下 旋盤	旋盤を使用して鉄製シャフト(長さ1.8メートル×重さ10キログラム)の磨き作業中、鉄製シャフトが芯押し台側のセンターから外れ、被災者の頭部に当たった。	
2	1月28日 福島 (福島市)	その他の金属製品製造業 2名	男	39	作業員	転倒 フォークリフト	金属等の廃品回収加工場において、フォークリフト運行中、フォークリフトが傾斜のある路肩に乗り上げ横転し、座席から投げ出され、横転したフォークリフトの下敷きとなった。	
3	2月4日 富岡 (双葉郡)	その他の土木工事業 5名	女	64	作業員	激突され 立木等	集草作業中、伐倒木(切り株直径約60センチメートル)の下敷きとなった。	国
4	2月21日 郡山 (山形県)	木造家屋建築工事業 5名	男	44	管理者	交通事故 (道路) 乗用車・バス・バイク	木建工事の進捗状況等の管理業務のため、社用車で国道を走行中、反対車線にはみだし、対向してきた4トントラックと正面衝突した。	民間
5	3月14日 いわき (いわき市)	食料品製造業 53名	男	45	管理者	その他 起因物なし	業務を原因とする精神疾患により死亡した。	
6	4月8日 いわき (いわき市)	旅館業 11名	男	66	調理師	その他 起因物なし	業務を原因とする心臓疾患により死亡した。	

7	5月20日 会津 (会津若松市)	バス業 166名	男	63	運転者	その他 起因物なし	交通事故を原因とする疾病により死亡した。	
8	7月10日 福島 (相馬郡)	その他の建設業 3名	男	69	作業員	はさまれ・巻き込まれ 解体用機械	除染廃棄物の仮置き場で、解体用建設機械により放射線遮蔽用の土を入れた1トン土のう袋を破砕し、土のう袋の中の土を取り出す作業をしているとき、破砕した土のう袋の片づけ作業していた被災者が、旋回してきた解体用建設機械のカウンターウエイトと、積み上げられた放射線遮蔽用の土を入れた1トン土のう袋との間に胸部が挟まれた。	国
9	7月22日 喜多方 (喜多方市)	金属製品製造業 86名	男	69	作業員	飛来・落下 金属材料	80トン油圧プレスで鋼材の抜き加工中、鋼材を乗せている台車を被災者自身の近くに寄せようと動かしたところ、台車がバランスを崩し、鋼材束が被災者の腹部に落下した。	
10	8月14日 須賀川 (石川郡)	一般飲食店 6名	男	40	店員	はさまれ・巻き込まれ トラック	小型トラックで仕出しの配達中、配達先の民家で小型トラックの下に倒れているところを発見された。停車したが傾斜地のため後進した小型トラックに轢かれたものと思われる。	
11	9月20日 会津 (耶麻郡)	その他の土木工事業 6名	男	58	作業員	墜落・転落 地山、岩石	道路橋梁維持工事において、ロープ高所作業による法面の既設モルタル撤去作業中、法面上部の浮石撤去作業をしていた際、隣のメインロープに乗り移るため、接続器具をメインロープから取り外したとき、約15メートル下に墜落した。	県
12	9月24日 白河 (白河市)	林業 5名	男	25	作業員	激突され 立木等	国有林の伐採現場において、伐木作業をしていたところ、伐倒した木、3本の間に仰向けの状態で倒れている被災者が発見された。	

13	10月12日 いわき (双葉郡)	トンネル建設 工事業 10名	男	69	作業員	おぼれ 水	台風19号の豪雨で事務所兼 兼宿舍の近くの川の水位が高 くなつたため、軽自動車で避 難したところ、氾濫した川に 流され行方不明となつたが、 11月2日に発見された。	国
14	10月13日 郡山 (郡山市)	新聞販 売業 44名	男	61	配達員	おぼれ 水	販売店に出勤し、配達担当 地区の新聞配達へ行ったが、 帰宅しないため警察署で捜索 していたところ、翌日、JR線 の高架下で死亡しているところ を発見された。台風による 浸水箇所です原付バイクごと水 没したものと思われる。	
15	10月13日 郡山 (本宮市)	病院 235名	男	70	作業員	おぼれ 水	設備管理の業務に従事して いた被災者は、前日に台風に よる災害対応のため出勤し何 らかの業務に従事していたが、 翌日、溺れて死亡している のを発見された。台風19号 の豪雨で川が氾濫したため、 氾濫水によって溺れたものと思 われる。	
16	10月13日 福島 (本宮市)	ビルメン テナンス業 206名	男	72	作業員	おぼれ 水	病院からの委託によりボイ ラー管理業務を担当していた 被災者は、屋外で何らかの業 務に従事していたが、氾濫水 で溺れ死亡した。台風19号 の豪雨で川が氾濫したため、 氾濫水によって溺れたものと思 われる。	
17	10月28日 富岡 (双葉郡)	その他 の建設 業 1名	男	33	溶接工	はさまれ、 巻き込ま れ 原動機	中間貯蔵施設(受入れ分別 施設)において、ベルトコンベ アの点検・清掃作業中、ベルト とベルトを張るためのプリー ーとの間に巻き込まれた。	国
18	10月31日 富岡 (双葉郡)	その他 の建設 業 12名	男	75	作業員	激突され 立木等	道路維持管理業務において、 道路脇の道路脇の檜の木 を伐倒した後、枝切り作業を していたところ、檜の木が回 転して後頭部に当たった。	村
19	11月11日 いわき (いわき市)	金属製 品製造 業 2名	男	40	作業員	飛来・落下 移動式ク レーン	積載型小型移動式クレーン を用いてグランドアンカー (橋補強用の鉄骨)を移動す る際、車体が傾き、荷台に積ん でいた別のグランドアンカー が荷台から滑り落ち、被災者 に当たった。	民間

20	11月20日 福島 (福島市)	金融広 告業 5名	男	61	事務員	その他 その他の 起因物	事務所玄関及び門扉の鍵当 番だった社員が朝出勤し、門 扉を開けて事務所に向かった ところ、事務所敷地内の門扉 と玄関との間にある客用駐車 場で倒れている被災者を発見 した。救急車で病院へ搬送し たが、同日死亡した。	
----	-----------------------	-----------------	---	----	-----	--------------------	--	--

表6

令和元年労働災害発生状況署別対比表

【確定】
福島労働局

業種	年	局		福島署		郡山署		いわき署		会津署		白河署		須賀川署		喜多方署		相馬署		富岡署	
		死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数
全産業	30年	13	2037	1	429	3	457	1	391	3	236	1	150	2	134	0	60	2	130	0	50
	1年	20	1927	4	414	3	439	4	352	2	242	2	138	1	123	1	60	0	88	3	71
	増減率	53.8	-5.4		-3.5		-3.9		-10.0		2.5		-8.0		-8.2		0.0		-32.3		42.0
製造業	30年	2	448		76		102		101	1	43	1	48		36		19		23		0
	1年	5	454	1	94		92	2	99		38	1	46		41	1	20		17		7
	増減率		1.3																		
食料品製造業	30年	0	111		23		30		22		17		9		4		4		2		0
	1年	1	135		31		40	1	22		18		10		3		6		5		0
	増減率		21.6																		
鉱業 (土石採取業を含む)	30年	0	13		4		2		1		0		4		0		0		1		1
	1年	0	5		0		1		0		2		1		0		0		0		1
	増減率		-62																		
建設業	30年	7	367	1	79	2	61	1	56		46		19	2	25		8	1	35		38
	1年	7	340	1	65	1	72	1	52	1	39		16		15		13		23	3	45
	増減率	0	-7.4																		
運輸交通業	30年	1	226		45	1	63		47		18		19		17		1		12		4
	1年	1	207		44		51		36	1	24		25		14		2		6		5
	増減率		-8.4																		
道路貨物運送業	30年	1	196		42	1	55		44		8		18		16		0		12		1
	1年	0	181		37		45		32		17		23		14		2		6		5
	増減率		-7.7																		
貨物取扱業	30年	0	14		1		7		4		1		0		0		0		1		0
	1年	0	15		1		8		6		0		0		0		0		0		0
	増減率		7.1																		
農林・畜産・水産業	30年	1	78		13		12		8	1	15		8		8		3		11		0
	1年	1	77		20		18		9		13	1	6		2		1		7		1
	増減率		-1.3																		
林業	30年	1	38		1		7		5	1	10		3		3		2		7		0
	1年	1	29		3		3		5		9	1	5		0		1		2		1
	増減率		-23.7																		
その他の事業	30年	2	891		211		210		174	1	113		52		48		29	1	47		7
	1年	6	829	2	190	2	197	1	150		126		44	1	51		24		35		12
	増減率		-7.0																		
小売業	30年	1	219		51		50		47		24		11		15		9	1	11		1
	1年	1	211		47	1	52		42		27		12		16		4		10		1
	増減率		-3.7																		
社会福祉施設	30年	0	135		36		24		24		18		11		9		5		7		1
	1年	0	117		30		16		21		24		6		6		5		7		2
	増減率		-13.3																		
飲食店	30年	0	59		14		15		11		9		6		0		1		3		0
	1年	1	67		14		21		12		9		3	1	6		2		0		0
	増減率		13.6																		

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。



福島労働局 第13次労働災害防止計画 (2018年4月1日～2023年3月31日)



©2015 ゼロサイくん

現状と計画のねらい

福島県内の労働災害発生状況(2017年)

・死亡者：20人 ・死傷者(休業4日以上)：1,839人

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていく必要がある。

就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保や、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

原発事故からの復興工事に伴う労働者の放射性物質による健康障害防止対策、健康確保対策、安全対策の推進が重要である。

計画の目標

基本目標： 死亡者数を**15%以上減少**

死傷者数(休業4日以上)を**5%以上減少**

個別目標： 建設業の死亡者数を**15%以上減少**

製造業及び林業の死亡者数(5年間の総数)を**15%以上減少**

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

東京電力福島第一原子力発電所並びに特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生確保対策の徹底を図る

仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を高める

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を高める

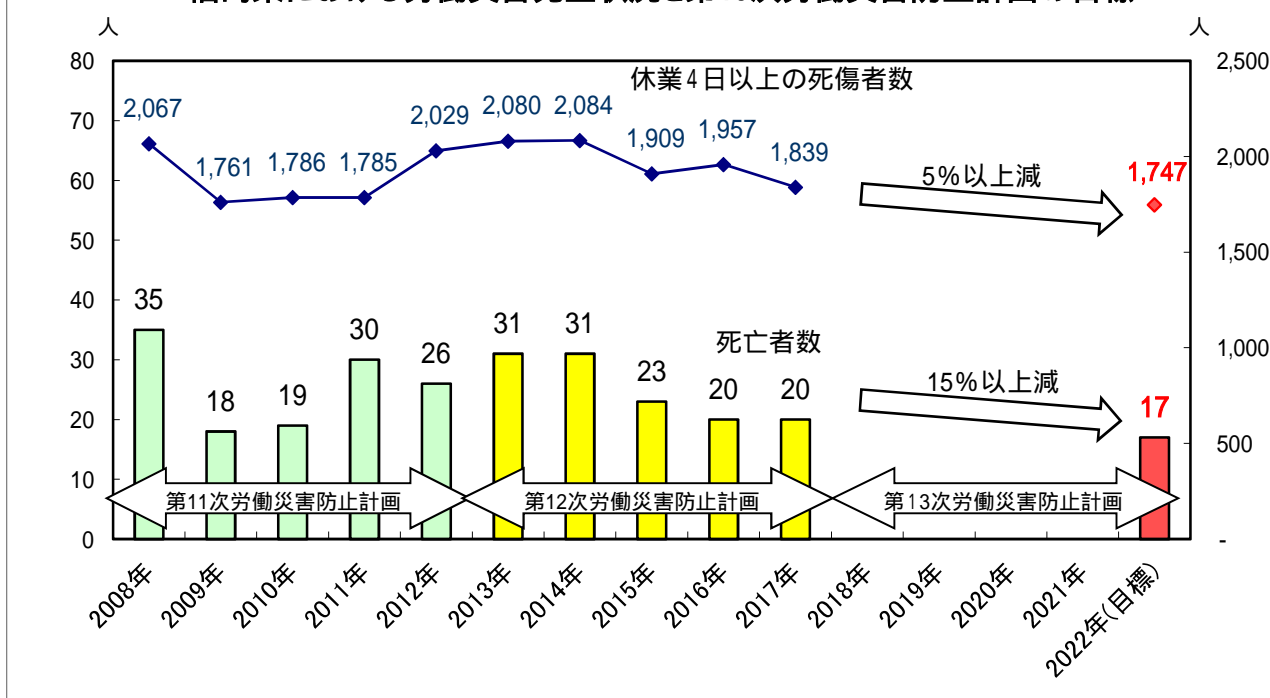
ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を高める

化学品の分類及び表示に関する世界調和システムによる分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシートの交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を高める

第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

職場での熱中症による死亡者数(5年間の総数)を**5%以上減少**

福島県における労働災害発生状況と第13次労働災害防止計画の目標



計画の重点事項

- (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

【参考】安全衛生関係の主な啓発週間・月間

- 4月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン準備期間
- 5月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間(～9月)
- 6月 全国安全週間準備期間、STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間
- 7月 全国安全週間(1日～7日)、STOP！熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間
- 9月 全国労働衛生週間準備期間、職場の健康診断実施強化月間
- 10月 全国労働衛生週間(1日～7日)
- 11月 過労死等防止啓発月間
- 12月 STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間(～2月)

重点事項の具体的取組

(1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業において、作業の時間管理、1Fガイドラインに基づく放射線防護措置等の作業計画を作成させ、計画に基づく作業を実施させるなど、作業員の被ばく低減対策等を実施させる。

また、新規入場者に対しては必要な安全衛生教育、放射線教育を必ず実施させ不安全行動の撲滅に取り組ませるなど、作業の安全衛生対策を実施させる。

さらに、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用するなど、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者による健康管理対策を実施させる。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務について、新規入場者教育、除染等作業等に係る特別教育、健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施等の健康障害防止対策を実施させる。

また、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策に取り組ませる。

(2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業について、墜落・転落災害防止のため、足場の確実な設置、手すり先行工法、フルハーネス型等の墜落防止用保護具の推奨を推進するとともに、はしご等で多く墜落災害が発生していることから、その使用方法に関して指導する。また、解体工事現場における安全対策を指導する。

製造業について、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策として機械の本質安全化を推進するとともに、作業標準の点検及び作業者に対する安全教育の取組を指導する。また、災害発生事業場に対し、原因の究明と再発防止措置の徹底を指導する。

林業について、今後改正が見込まれている伐木作業に係る労働安全衛生規則の改正内容及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等を図る。

(3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。

「『過労死ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策」を推進する。

過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう指導する。

時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置を指導する。

ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。

パワーハラスメントの防止について、リーフレット等を活用して周知する。

雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施するよう指導する。

(4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)について、安全衛生に対する意識を高めるとともに、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

陸上貨物運送事業について、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。

福島局版転倒災害防止対策「転ばないでね!」に基づき、チェックリストを用いた職場の総点検・その結果に基づく対策を実施するよう呼びかける。

介護労働者の腰痛予防について、身体負担軽減を図る動作補助装置等の導入の推奨を行う。

日本工業規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、WBGT値の測定とその結果に基づき、必要な措置がとられるよう指導する。

交通労働災害防止対策を呼びかける。

派遣労働者を対象とした安全衛生教育の実施について指導する。

外国人労働者を対象とした安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の徹底を図る。

障害者である労働者の労働災害防止について指導する。

(5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

化学物質リスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための指導を行う。

雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。

必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策の必要性について指導する。

個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存する必要性について指導する。

健康管理手帳制度の周知を行う。

事業場等の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。

第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん健康障害防止の自主的取組を推進する。

(7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨する。

労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動を促進する。

労働災害防止団体が行っている支援策の活用を促進する。

登録検査機関・登録教習機関等に対する監査を実施して指導するとともに、意図的に違法な行為を行う悪質な事業者を摘発した場合は、処分基準に照らし、適切に処分を行う。

(8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

第三次産業の業界団体に対し、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等の設置を働きかける。